




石綿事前調査結果報告システム等について

厚生労働省岡山労働局労働基準部
健康安全課

法令・制度説明

石綿障害予防規則等の改正のポイント（令和2年7月公布）

改正前		改正後 ※下線部分が改正内容	
<p>レベル1</p> <p>石綿含有吹付け材</p> 	<p>計画届 ※ 十四日前</p>	<p>事前調査</p> <p>作業計画</p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>负压隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時点検</p> <p>作業開始前の负压点検</p> <p>等</p>
<p>レベル2</p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> 	<p>作業届 ※ 工事開始前</p>	<p>事前調査</p> <p>作業計画</p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>レベル1</p> <p>石綿含有吹付け材</p> <p>レベル2</p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p>
<p>レベル3</p> <p>スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材</p> 		<p>健康診断</p>	<p>けい酸カルシウム板1種※²（破碎時）</p> <p>仕上げ塗材（電動工具での除去時）</p> <p>レベル3</p> <p>スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材</p>

事前調査結果等の報告（一定規模以上の工事^{※1}が対象）

計画届（レベル2も計画届） ※ 十四日前

事前調査
※調査方法を明確化
資格者による調査
調査結果の3年保存、現場への備え付け
作業計画
作業状況等の写真等による記録・3年保存
掲示
湿潤な状態にする
マスク等着用
作業主任者の選任
作業者に対する特別教育
健康診断

负压隔離

集じん・排気装置の初回時、変更時点検

作業開始前、中断時の负压点検

隔離解除前の取り残し確認

等

隔離
※负压は不要

※1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事
 ※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

石綿障害予防規則の概要（改正後：建築物等の解体・改修作業）

解体作業等における 事前の措置

情報提供
(発注者・注文者)
(8条、9条)

石綿システムの
対象業務

事前調査
(3条、4条の2(結果報告))
※1、※2
作業計画
(4条)※1

労働基準監督署への
事前の届出
(安衛法88条、安衛則86、90条)※2

建築物等の解体作業等における措置

○発生源対策

・湿潤化
(13条)※1

○ばく露防止対策

・呼吸用保護具
・保護衣
(14条等)※1

○隔離

負圧あり：(6条)※1
負圧なし：(6条の2、6条の3)※1

○立入禁止

(7条)※1

○管理

- ・石綿作業主任者
(19条、20条)※1
- ・特別教育
(27条)※1
- ・付着物の除去
(32条の2)※1
- ・飲食喫煙の禁止
(33条)※1 ※2
- ・掲示
(34条)※1
- ・作業の記録
(35条、35条の2)※1、※2
- ・保護具等の管理
(46条)※1

○健康診断 (40条) ※2

石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
7月	10月	4月	4月 10月

事前調査方法の明確化	周知	令和3年4月施行	施行日前であっても必要な知識等を有する者に 行わせることが望ましい！
分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用	周知	令和3年4月施行	
事前調査・分析調査を行う者の要件新設	周知、事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成（全国的な講習の実施）		令和5年10月施行
事前調査及び分析調査結果の記録等	周知	令和3年4月施行	それぞれの施行日以降に開始される工事/作業から適用 （調査時点ではないことに留意）
計画届の対象拡大	周知	令和3年4月施行	
解体・改修工事に係る事前調査結果等の報告制度の新設	周知、電子報告システムの開発	令和4年4月施行	
負圧隔離を要する作業に係る措置の強化	周知	令和3年4月施行	
けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設	周知	令和2年10月施行	
仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設	周知	令和3年4月施行	
石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）	周知	令和2年10月施行	
労働者ごとの作業の記録項目の追加	周知	令和3年4月施行	
作業実施状況の写真等による記録の義務化	周知	令和3年4月施行	
発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮	周知	令和3年4月施行	

改正石綿則・安衛則の公布

- **以下のいずれかの工事を行おうとするときは、あらかじめ、事前調査の結果等を労働基準監督署に電子報告しなければならないこととする。**

<報告が必要な工事>

- ① 解体工事部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が税込100万円以上である建築物の改修工事
- ③ 請負金額が税込100万円以上である特定の工作物の解体又は改修工事
- ④ 総トン数が20トン以上の船舶（鋼製のものに限る）の解体又は改修工事（※令和4年1月13日厚生労働省令第3号により追加）

【ポイント・留意事項】

※報告が必要となる基準であって、事前調査そのものが必要となる基準ではないことに留意

（例：床面積・請負金額にかかわらず、建築物の解体・改修工事は原則事前調査が必要
事前調査結果の報告対象とならない工作物も原則事前調査は必要）

※石綿がなしでも報告が必要。石綿全面禁止日（着工日等が平成18（2006）年9月1日）以降の建築物・工作物・船舶であっても報告が必要。

（ただし、令和2年基発0804第8号記の第3の(1)ア③「事前調査の対象とならない作業」に基づき事前調査を行わなかったものについては報告不要）

※同一工事を複数事業者が請け負っている場合は、元請事業者がまとめて報告する必要。

※法的に報告が必要となる項目は、石綿則第4条の2第2項のとおり。

①建築物・工作物・船舶のいずれの工事か、②新築工事の着工日が2006年9月1日以降か否か、

③事前調査者の資格要件の施行(2023年10月1日)の前後、④石綿の有無 等によって報告項目が異なってくることに留意)

システム入力の概要について

報告にあたっての留意事項

・必須マークは、いかなる工事でも入力が必要な項目のみに付しています。
(空欄の場合は原則として報告が受け付けられません)

・工事内容に応じ、必須マークが付いていない項目であっても法令上必要な場合があります。
報告が受け付けられたことをもって、当該報告が適法であることを保証するものではありません。(報告前の最終確認画面で、注意喚起メッセージ等を出す仕組みとしていますが、必ずしも全ての法令事項を網羅しているものではありません。また、適法な内容であっても注意喚起メッセージが表示される場合もあります。)

→入力にあたっては、法令を確認するとともに、各項目の説明や記入例を確認の上、事業者の方の責任のもと報告を行ってください。

・申請区分は、特段の理由がなければ労働安全衛生法、大気汚染防止法の両方が☑されたまま進めてください(船舶に係る工事のみ、大気汚染防止法の☑を外してください)

報告にあたっての留意事項(項目ごとの入力時の注意点)

【住所】

郵便番号が必須であり、郵便番号から住所が自動入力されるので、郵便番号から入力することをお勧めします。

(郵便番号は半角数字の入力ですが)住所そのものを入力する欄は、数字等を含めて全角で入力する必要があります。

(例:「1-23-4 4F」 → ○

「1-23-4 4F」 → × 申請しようとしてもエラーが出て修正を求められます)

※ほか、工事の名称、工事の概要、氏名、自由記述欄等の文章を入力する箇所について同様

郵便番号 必須 ②	123 - 1234	検索する	郵便番号が不明な方はこちらへ
都道府県・市区町村名等 必須	例) 東京都千代田区		
住所(続き) ?	例) 霞ヶ関1-23-4 厚労ビル		

数字、ハイフン、英語等も全て全角で!

報告にあたっての留意事項(項目ごとの入力時の注意点)

建築物の概要

建築物又は工作物の新築工事の着工日 不明

着工日であって竣工日ではないことに注意

1980/01/01のように直接入力も可能

カレンダー機能で年月日を選択

【新築工事の着工日】

解体又は改修等の対象となる建築物等が建築・製造等された時の着工日を記入してください。

(竣工日ではありません)

輸入した船舶については輸入日を記入ください。

不明な場合は「不明」をチェック

カレンダーで日付を選択できますが、「1980/01/01」のように半角数字で直接入力することも可能です。

(カレンダーが表示されない年月日も直接入力することが可能。他のカレンダー機能についても同様)

元方(元請)事業者の調査、分析を実施した者

事前調査を実施した者

氏名 例) 事前 一郎

講習実施機関の名称 〇〇センター、〇〇協会〇〇県支部、

事前調査を行った者が受講した建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の区分 一般 特定 一戸建て等

分析調査を実施した者

氏名 例) 分析 次子

所属する機関又は法人の名称 例) 石綿分析株式会社

講習実施機関の名称 日本作業環境測定協会、日本環境測定分析協会、日本繊維状物質研究協会 など

(記載する場合)元請職員でなくても元請事業者情報の欄に記載する

(請負人が実施した場合はさらに該当する請負人の欄にも記載)

【事前調査を実施した者】

新築工事の着工日が2006年8月31日以前で、かつ解体・改修工事の開始日が2023年10月1日以降の場合に入力が必要。

事前調査を実施した者が元請職員でない場合(外注した場合、請負事業者が実施した場合を含む)も、元請事業者情報の欄に記載してください。

※分析調査を実施した者も同様

一方、作業主任者は、該当する事業者の欄に記載(元請に作業主任者の記載がない場合もあり得る) 9

報告にあたっての留意事項(項目ごとの入力時の注意点)

吹付け材	
石綿含有の有無 ?	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> みなし <input checked="" type="radio"/> 無
含有無しと判断した根拠	<input type="checkbox"/> 1: 目視 <input type="checkbox"/> 2: 設計図書 (4を除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 3: 分析 <input type="checkbox"/> 4: 建築材料等の製造者による証明 <input type="checkbox"/> 5: 建築材料等の製造年月日
作業の種類	<input type="radio"/> 除去 <input type="radio"/> 封じ込め <input type="radio"/> 囲い込み
切断等の有無 ?	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
作業時の措置 ?	<input type="checkbox"/> 負圧隔離 <input type="checkbox"/> 隔離 (負圧なし) <input type="checkbox"/> 湿潤化 <input type="checkbox"/> 呼吸用保護具の使用

石綿「無」の場合は判断した根拠を選択(複数選択可)

保温材	
石綿含有の有無 ?	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> みなし <input type="radio"/> 無
含有無しと判断した根拠	<input type="checkbox"/> 1: 目視 <input type="checkbox"/> 2: 設計図書 (4を除く。) <input type="checkbox"/> 3: 分析 <input type="checkbox"/> 4: 建築材料等の製造者による証明 <input type="checkbox"/> 5: 建築材料等の製造年月日
作業の種類	<input checked="" type="radio"/> 除去 <input type="radio"/> 封じ込め <input type="radio"/> 囲い込み
切断等の有無 ?	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
作業時の措置 ?	<input checked="" type="checkbox"/> 負圧隔離 <input type="checkbox"/> 隔離 (負圧なし) <input checked="" type="checkbox"/> 湿潤化 <input checked="" type="checkbox"/> 呼吸用保護具の使用

石綿「有」「みなし」の場合は作業の種類、切断等の有無、作業時の措置を選択(作業時の措置は複数選択可)

【事前調査結果】

工事の対象となる建材のみを入力します。
(「無」とは、工事対象となる建材はあるが、石綿が「無い」ことを意味します。)

石綿が「無」の場合は、含有無しと判断した根拠を選択します。

石綿が「有」「みなし」の場合は、作業の種類(レベル1, 2建材に限る)、切断等※の有無、作業時の措置をそれぞれ選択します。
※切断等とは、切断、破碎、穿孔(穴開け)、研磨等をいいます

(「有」「みなし」「無」を入力することによって入力不要となる項目がグレイアウトします)

注意を要する報告内容（申請者向け詳細マニュアル参照）

【吹付・保温材等がある場合で、負圧隔離を行わないことが合法的な場合の例】

囲い込み作業で石綿等の切断等を伴わない場合、負圧隔離が選択されていなくても合法

吹付け材	
石綿含有の有無 ?	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> みなし <input type="radio"/> 無
含有無しと判断した根拠	<input type="checkbox"/> 1: 目視 <input type="checkbox"/> 2: 設計図書 (4を除く。) <input type="checkbox"/> 3: 分析 <input type="checkbox"/> 4: 建築材料等の製造者による証明 <input type="checkbox"/> 5: 建築材料等の製造年月日
作業の種類	<input type="radio"/> 除去 <input type="radio"/> 封じ込め <input checked="" type="radio"/> 囲い込み
切断等の有無 ?	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
作業時の措置 ?	<input type="checkbox"/> 負圧隔離 <input type="checkbox"/> 隔離 (負圧なし) <input checked="" type="checkbox"/> 湿潤化 <input checked="" type="checkbox"/> 呼吸用保護具の使用

保温材等について、石綿非含有部分で切断することにより除去を行う場合、負圧隔離が選択されていなくても合法

保温材	
石綿含有の有無 ?	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> みなし <input type="radio"/> 無
含有無しと判断した根拠	<input type="checkbox"/> 1: 目視 <input type="checkbox"/> 2: 設計図書 (4を除く。) <input type="checkbox"/> 3: 分析 <input type="checkbox"/> 4: 建築材料等の製造者による証明 <input type="checkbox"/> 5: 建築材料等の製造年月日
作業の種類	<input checked="" type="radio"/> 除去 <input type="radio"/> 封じ込め <input type="radio"/> 囲い込み
切断等の有無 ?	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
作業時の措置 ?	<input type="checkbox"/> 負圧隔離 <input type="checkbox"/> 隔離 (負圧なし) <input type="checkbox"/> 湿潤化 <input checked="" type="checkbox"/> 呼吸用保護具の使用

グローブバックの場合、負圧隔離が選択されていなくても合法
(下記は湿潤化、呼吸用保護具の着用がある場合の例)

保温材	
石綿含有の有無 ?	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> みなし <input type="radio"/> 無
含有無しと判断した根拠	<input type="checkbox"/> 1: 目視 <input type="checkbox"/> 2: 設計図書 (4を除く。) <input type="checkbox"/> 3: 分析 <input type="checkbox"/> 4: 建築材料等の製造者による証明 <input type="checkbox"/> 5: 建築材料等の製造年月日
作業の種類	<input checked="" type="radio"/> 除去 <input type="radio"/> 封じ込め <input type="radio"/> 囲い込み
切断等の有無 ?	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
作業時の措置 ?	<input type="checkbox"/> 負圧隔離 <input type="checkbox"/> 隔離 (負圧なし) <input checked="" type="checkbox"/> 湿潤化 <input checked="" type="checkbox"/> 呼吸用保護具の使用

石綿事前調査結果報告システム ユーザーテストについてのご案内

石綿事前調査結果報告システムURL

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>

(※ユーザーテスト開始までは、システムに関するページ(石綿総合情報ポータルサイト:厚生労働省委託事業により運営)に自動転送されます)

